

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会役員等報酬等費用弁償規程

(昭和52年4月1日制定)

| | | | |
|----|------------|------------|------------|
| 改正 | 昭和55年4月1日 | 平成3年5月28日 | 平成14年2月5日 |
| | 昭和57年3月23日 | 平成7年3月24日 | 平成29年6月27日 |
| | 平成元年3月28日 | 平成11年9月24日 | |
| | 平成2年7月16日 | 平成13年3月27日 | |

(目的)

第1条 この規程は、千葉県社会福祉協議会の会長、副会長、常務理事、理事、監事、評議員、定款第34条第1項の規定による業種別協議会会長会議及び定款第34条第2項の規定による委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償及び旅費の支給について定めるものとする。

(会長及び副会長の報酬)

第2条 会長及び副会長の報酬については、評議員会の決議により支給することができる。

(常務理事の報酬)

第3条 常務理事の報酬に関しては、評議員会の決議により定める。

2 常務理事には、通勤に要する交通費を支給することができる。支給する金額は、本会職員給与規程に準じて算定する。

(会議等の報酬及び費用弁償)

第4条 役員等（常務理事を除く。）が会長の招集する会議に出席し、又は会長の依頼により千葉県社会福祉協議会事務局に執務したときは、別表1に掲げる報酬及び費用弁償を支給する。

(旅行に伴う報酬及び旅費)

第5条 役員等が会長の依頼により会務のため旅行するときは、別表第2に掲げる報酬及び旅費を支給する。ただし、常務理事には本条に規定する報酬は支給しない。

(特例)

第6条 第4条及び前条に掲げる場合において、役員等が公車を使用したときは、鉄道賃及び車賃は支給しない。

2 第5条に掲げる場合において、特別急行料金、急行料金及びグリーン料金は、会長が特に認める場合に限りこれを支給する。

3 第4条及び前条に掲げる場合において、役員等が他から費用弁償又は旅費の支給があるときは、その額と本規程による支給額との差額を支給する。

(顧問・参与)

第7条 千葉県社会福祉協議会の顧問及び参与の費用弁償については、本規程に定めるところに準じて、会長がその都度決定するところによる。

(委員等)

第8条 この規程に掲げる者を除き、千葉県社会福祉協議会の特設の委員会の委員及びこれに準ずる者並びにその他関係者が会長の依頼により千葉県社会福祉協議会の会議等に出席したときの報酬及び費用弁償は、別段の取扱いがある場合を除き、会長がこれを別に定め又はその都度決定するところによる。

(外国旅行の旅費)

第9条 役員等が会務のため外国旅行をする場合は、千葉県職員の旅費に関する条例（昭和29年千葉県条例第7号）の例により外国旅費を支給する。

(公表)

第10条 本規程は社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(委任)

第11条 この規程の施行に関しなお必要な事項並びにこの規程に定めのない事項で必要なことについては、会長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 会長、副会長、理事、監事、評議員、委員会委員の費用弁償及び旅費に関する規程は、昭和52年3月31日をもって廃止する。

附 則

1 この一部改正は、平成元年3月28日から施行し、改正後の社会福祉法人千葉県社会福祉協議会役員等報酬等費用弁償規程は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年3月27日に一部改正し、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年2月5日に一部改正し、平成14年3月6日（定款変更の認可日）から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月27日に一部改正し、同日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 区 分 | 報 酬 | 鉄 道 賃 | 車 賃 | 旅 行 雑 費 |
|-------------|---------|-------|-----|---|
| 会 長 ・ 副 会 長 | 2,000 円 | 実 費 | 実 費 | 一日につき300円 ただし、目的地ま での距離が100km を超える場合は 一日につき600円 |
| 理 事 ・ 監 事 | 2,000 円 | 〃 | 〃 | |
| 評 議 員 | 2,000 円 | 〃 | 〃 | |
| 委 員 会 委 員 等 | 2,000 円 | 〃 | 〃 | |

(注) 鉄道賃については、片道 50 km 以上の場合は、急行料金を支給する。

別表第2（第5条）

| 区 分 | 報 酬 | 鉄 道 賃 | 車 賃 | 旅 行 雑 費 | 宿 泊 料 |
|-------------|---------|-------|-----|--|----------|
| 会 長 ・ 副 会 長 | 2,000 円 | 実 費 | 実 費 | 一日につき 300 円 ただし、目的地 までの距離が 100 km を超え る場合は一日 につき 600 円 | 13,100 円 |
| 常 務 理 事 | — | 〃 | 〃 | | 13,100 円 |
| 理 事 ・ 監 事 | 2,000 円 | 〃 | 〃 | | 13,100 円 |
| 評 議 員 | 2,000 円 | 〃 | 〃 | | 13,100 円 |
| 委 員 会 委 員 等 | 2,000 円 | 〃 | 〃 | | 13,100 円 |